

○千葉県文書館管理運営規則

改正後	
千葉県文書館管理運営規則 昭和六十三年四月一日 規則第三十号 (休館日) 第四条 略 一〇七 略 2 館長は、前項第六号及び第七号の規定により文書館を休館しようとするときは、あらかじめその旨を文書館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）の見やすい場所に <u>掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。</u> 3 略	千葉県文書館管理運営規則 昭和六十三年四月一日 規則第三十号 (休館日) 第四条 略 一〇七 略 2 館長は、前項第六号及び第七号の規定により文書館を休館しようとするときは、あらかじめその旨を文書館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）の見やすい場所に <u>掲示しなければならない。</u> 3 略